

指数の付け方

- 保育施設に空きがあり、申込者多数の場合は、和光市の基準に基づき、入所可能者の決定を行います。
- 保育の必要性を指数化し、指数の高い方から希望順位ごとに利用調整を行うことを基本としています。世帯状況等を総合的に勘案し、支給認定審査部会の合議により審査しています。
- 希望順位を参考とするのは第5希望までです。第6希望以降の施設については希望順位は関係なく希望施設の中で利用調整を行います。

指数の付け方(「利用案内」の裏表紙に指数表あり)

例) 父母共に週5日・8時間就労で優先保育の基準の指数表12番に該当する場合
父の**基準指数:30** + 母の**基準指数:30** + **調整指数:1** = **その世帯の合計指数:61点**

- **基準指数**は、保護者の保育の必要な理由(就労・妊娠・疾病等)により決定します。
- **調整指数**は、家庭状況により該当する項目があれば、加点もしくは減点があります。

■ 利用調整の優先順位

和光市民(転入予定者含む) > 市外在住かつ市内在勤者 > 市外在住かつ市外在勤者

利用調整の基本イメージ

- 原則として、指数の高い方から順番に利用調整を行います。
- 指数が同点の方が複数いた場合は、希望順位の高い方から順番に利用調整を行います。

例1：a園の1枠とd園の1枠の利用調整の場合（その他の施設に空きがない場合）

申請者	指数	第一希望	第二希望	第三希望	第四希望	第五希望	入所決定園
Aさん	60点	a園	c園	d園	e園	b園	a園
Bさん	60点	b園	c園	a園			不承諾
Cさん	58点	a園	c園	d園	e園	b園	d園
Dさん	57点	d園					不承諾

解説1：a園の1枠について

AさんとBさんは2人とも最も指数が高い60点で同点のため、a園の希望順位でみる
→Aさんがa園を第一希望にしており、希望順位がBさんより高いのでa園に入所決定となる

解説2：d園の1枠について

Bさんは60点と指数が高いが、d園を希望していないため不承諾となる。
→次に指数が高いCさんが第三希望でd園を希望しているため、Cさんがd園に入所決定となる